

2014. 1. 6. 制定

2014. 4. 7. 改訂

2021. 9. 1. 改訂

南橋町内会ホームページに関するガイドライン

1. 目的

町内会員の親睦を深め、町内会を身近に感じてもらうために、速報性、公開性、情報の蓄積性など、インターネットの特性を活かした広報活動で、町内会情報を町内会員に発信することを目的とする

2. 運用と管理

ホームページは、広報部が運用し、管理する。管理責任者は広報部長が務める

3. 掲載する記事

ホームページには以下の記事を掲載する

- ① 「町内会からのお知らせ」
- ② 「こんなことありました！」（町内会としての記録）
行事の結果、町内の出来事など、すでに行われた行事
- ③ 「こんなことがあります！」（町内会や各部からの告知、行事予告など）
会議告知、行事案内、各部からのお知らせなど、これから行われる行事
- ④ 「南橋町内会便り」の転載
- ⑤ 「回覧板」「各戸配布」の転載
- ⑥ 「南橋町内会の規則一覧」
 1. 「南橋町内会会則」
 2. 「南橋町内会業務マニュアル」
 3. 「南橋防災会会則」
 4. 「南橋町内会掲示板運用の手引き」
 5. 「南橋町内会ホームページに関するガイドライン」

4. 掲載しない記事

1. 個人や団体の宣伝
2. 政治活動や宗教活動に属するもの
3. 個人や町内会を誹謗するもの
4. 町内会に直接関係ないもの

5. 個人情報の扱い

ホームページには個人が特定できるような情報、いわゆる個人情報（氏名、住所、電話番号、顔写真など）を無断で掲載しない

6. 掲載記事の作成と編集

ホームページの編集は広報部長、広報副部長と編集委員（役員から選出）が行い、広報部副部長が編集長を務める。また、掲載する記事の原稿は、広報部と編集委員等による校正を経て、ホームページへの掲載となる